

総発第 78 号

三重県公文書等管理審査会

三重県警察における公文書の管理に関する訓令（令和 3 年三重県警察本部訓令第 7 号）の一部を改正するに当たり、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号）第 36 条第 1 項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

令和 7 年 2 月 19 日

三重県警察本部長 難波正樹



三重県警察における公文書の管理に関する訓令の改正内容
別紙のとおり